(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　及び樹種　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千九十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年四月二十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩手県一関市厳美町字中川一〇八、一〇八の一、一〇八の二、一一〇、一五七の六四から一五七の六六まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字中川一五七の六四から一五七の六六まで(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、一〇八、一〇八の一、一〇八の二、一一〇

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千九十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年四月二十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北海道苫前郡苫前町(次の図に示す部分に限る。)

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

苫前町(次の図に示す部分に限る。)

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び苫前町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千九十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年四月二十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三重県熊野市飛鳥町大又字横平一三四〇から一三四三まで、一三六〇の一、一三五七から一三五九まで、一三六〇の一、五郷町寺谷字カジヤ峪一二五三の二(国有林)、一二五二の三、一二五三の一、一二五四、字コゴノヲク一二五五、一二七三から一二七七まで、字ナメラ一二八〇の二・一二八一の二・一二八二の二(以上三筆国有林)、一二八〇、一二八〇の一、一二八一の一、一二八二の一、字コゴノ口一二八三の二・一二八四の二(以上二筆国有林)、一二八三の一、一二八四の一、一二八四の三、紀和町花井字東西森四三八の二(次の図に示す部分に限る。)、紀和町小船字大谷五九四(次の図に示す部分に限る。)、紀和町平谷字平瀬一一七三(次の図に示す部分に限る。)、南牟婁郡紀宝町成川字深谷九五八の二、字上野八五一、字城山一〇一八、一〇二〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字平瀬一一七三・字深谷九五八の二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、字上野八五一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁並びに熊野市役所及び紀宝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千九十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年四月二十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三重県熊野市紀和町平谷字日浦山九九九、一〇〇一

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千九十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年四月二十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長崎県雲仙市国見町神代辛字忠駄一四三七の一、一四三七の四、一四三七の九、字上河内一四七九、一四八〇、字三岳一四九九、一五〇二の一、字柏谷一五〇六の三(次の図に示す部分に限る。)、一五〇五の一、一五〇五の四から一五〇五の九まで、一五〇六の一、一五〇六の四、字奥山一五〇七の二、一五〇七の九、一五〇七の一七、一五〇七の一八、国見町土黒庚字居位一四五八から一四六〇まで、一四六八の一から一四六八の三まで、一四六八の五から一四六八の一〇まで、一四六八の一四から一四六八の二一まで、一四六九から一四七二まで、一四七三の一から一四七三の三まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁及び雲仙市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千九十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年四月二十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長崎県雲仙市千々石町丁字水種一三六三、一三六四の一から一三六四の三まで、一三六五、一三六八、一三七〇、一三七三から一三七五まで、一三七八、一三八四、字岩下一五八八の一から一五八八の四まで、一五八九、一五九一、一五九四、一五九五、一五九六の一から一五九六の三まで、一五九九、一六〇一、一六〇五の一から一六〇五の三まで、一六〇六、一六一五、一六一九の一から一六一九の四まで、一六二〇の一から一六二〇の三まで、字松尾一六三〇から一六三三まで、一六三五、一六三六の一、一六三六の二、一六三七の一から一六三七の四まで、一六三九から一六四一まで、一六四九の一から一六四九の三まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び雲仙市役所に備え置いて縦覧に供する。)